

第4補給処公示第191号
令和元年11月13日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
福本 考祐

契約条項の一部改正について

標記について、下記のとおり決定する。

記

契約条項（調伺第22号(21.3.31)）の一部を次のように改正する。

- 1 「Ⅱ 特約条項」中、特別防衛秘密の保護に関する特約条項
第1条第1項「「特約条項等」」を「単に「ガイドライン」」に、第9条第1項「特約条項等に基づき、秘密保全規則等（秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領をいう。）」を「ガイドラインに基づき、秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領（以下「秘密保全規則等」という。）」に、第14条第1項「したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。このほか、それらの事故の疑い又は事故につながるおそれのある場合には、乙は、適切な措置をとるとともに、」を「し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、」に、第16条第2項及び第3項「防衛省」を「本省の契約担当官等」に改める。
- 2 「Ⅱ 特約条項」中、秘密の保全に関する特約条項
第1条第1項「「特約条項等」」を「単に「ガイドライン」」に、第9条第1項「特約条項等に基づき、秘密保全規則等（秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領をいう。）」を「ガイドラインに基づき、秘密の保全に関する規則及び秘密保全実施要領（以下「秘密保全規則等」という。）」に、第14条第1項「したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。このほか、それらの事故の疑い又は事故につながるおそれのある場合には、乙は、適切な措置をとるとともに、」を「し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、」に、第16条第2項及び第3項「防衛省」を「本省の契約担当官等」に改める。

3 「Ⅱ 特約条項」中、特定秘密の保護に関する特約条項

第3条第1項及び第2項「この契約に係る審査を実施した者」を「〇〇（審査を実施した者）」に、第33条第2項「前項」を「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン第9項第1号」に、「特定秘密管理者」を「甲」に改める。